

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年5月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800108号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900009号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

平成28年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成28年11月30日となっているが、私は、同社に同年11月30日まで在籍していたので、資格喪失日は同年12月1日になるはずである。

平成28年11月分の給与明細書により、同月分の厚生年金保険料が控除されていることは明らかなので、調査の上、同年12月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに請求者から提出されたA社の担当者からの電子メール（写）、作業報告書（写）、給与明細書（写）及び預金通帳（写）から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答並びに請求者から提出された給与明細書（写）及びA社の個別契約書（写）により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から59万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主からは、平成 28 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、当該期間について、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写）における資格喪失年月日が平成 28 年 11 月 30 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として同資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。